

将来の学校の在り方協議会設置要綱

(協議会の設置)

第 1 条 教育委員会は、対象となる小学校区または中学校区ごとに将来の学校の在り方協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、児童生徒にとってよりよい教育環境を実現するために、学校の今後の在り方の方向性等を決めることを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 地域における小学校または中学校の今後の在り方の方向性
- (2) 保護者、地域住民、学校関係者等への周知活動
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 対象となる小学校または中学校の保護者の代表
- (2) 地域住民の代表
- (3) 対象となる小学校または中学校の学校関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、20 人以内とする。

3 対象となる学校の校長は、第 1 項の委員の選任に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 委員の辞任等により欠員が生じた時は、教育委員会は、速やかに新たな委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、選任の日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 6 条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長および副会長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(解散)

第9条 協議会は、第3条に定める協議事項を決定した後、委員の議決により解散する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年8月21日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

付 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。